⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender: 2:30 PM, 25 May, 2011

⑻ Contact point for the notice: Hachiya Masaki, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の取消

平成23年3月30日
支出負担行為担当官
国立教育政策研究所総務部長　上口　孝之
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

○第30号

平成23年2月8日付（号外政府調達第25号・6頁）掲載の入札公告第30号「平成23年度全国学力・学習状況調査の指導の手引き印刷　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年3月30日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　上総　周平
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　清滝生駒道路下田原地区改良工事（電子入札対象案件）

⑶ 工事場所　大阪府四條畷市大字下田原地先

⑷ 工事内容　工事延長Ｌ＝760m　道路土工１式、掘削工64,000㎥、路体盛土工177,000㎥、路床盛土工13,000㎥、地盤改良工１式、締固め砂杭4,029本、サンドマット8,200㎡、函渠工Ｌ＝52m

⑸ 工期　契約の翌日から平成26年１月31日まで。

⑹ 使用する主要な資機材　コンクリート2,300㎥、鉄筋190ｔ

⑺ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻ 本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑼ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽ 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾ 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。よって、以下の点に留意されたい。

１）本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。

２）本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と受注者が協議して定める。

⑿ 予算成立の事情により、本工事の入札日を変更する場合や取りやめる場合がある。

2　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶ 近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐ 盛土量が100,000㎥以上の道路工事。

㋑ 締固め砂杭工法による地盤改良工事で、施工深度が５m以上の道路工事。

㋒ 上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋓ 盛土量が100,000㎥以上の道路工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a) １級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b) 平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋐の要件を満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c) 配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(d)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺ 本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑻ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。